

「介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

・従来型施設 茨城県指定 第0873900096号

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖朋会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県かすみがうら市上大堤210-27 |
| (3) 電話番号 | 029-897-0101 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 坂本 雅子 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年9月30日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設： 茨城県指定 第0873900096号

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|------------|---------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム サンシャインつくば |
| (4) 施設の所在地 | 茨城県かすみがうら市上大堤210-27 |
| (5) 電話番号 | 029-897-0101 |
| (6) 施設長氏名 | 坂本 雅子 |

(7) 当施設の運営方針

急速な超高齢化が進むに従って老人福祉の指向もまた変化しつつあるのが現状

である。特に施設の社会化に対するニーズの増加と多様化は施設に対する期待と役割の増大として今後施設運営にいつそうの努力を要する時期になっている。

サンシャインつくばは開設以来多様な福祉ニーズに前向きに取組み開設の目的に沿って着実にその成果を上げてきたところであるが今後とも引続き生活者の豊かな生活を満たす生活施設づくりを重点として事業を実施する。

そのため、生命の安全確保を第一とし心身の健康ないし機能の維持、回復、増進のための施設を確立するとともにプライバシーを守り規則を最小限にする。設備用具の整備など生活の場として適切な条件整備また集団の利点を生かした社会的活動の機会の提供と援助、自立を助け生活者相互の援助を高めるなど単に生理的水準の要求の充足だけでなく心理的、社会的欲求の充足に配慮し調和のとれた処遇の創意と工夫をこらしていく。また、施設の社会化については積極的に社会の福祉要求をくみとり在宅ケアの連続体として施設を拠点として研修訓練を行うことを考慮しつつその体制を整える。さらに職員の専門技術の向上と意識の高揚を図るための研修現任訓練を実施するほか、人と人との和、相手を理解ようとする努力、そして愛する気持ちが大切であることを認識し利用者の生活を援助する姿勢をもって施設運営の基盤を確立する。

(8) 開設年月 従来型 : 昭和 6 3 年 4 月 2 8 日

(9) 入所定員 従来型 : 3 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、従来型多床室 30 人となります。

居室・設備の種類	室 数	備考
【従来型多床室】		
2 人部屋	2 室	
4 人部屋	9 室	
食堂・機能訓練室	1 室	
	1 室	
【共有】		
浴 室	4 室	一般浴槽・座位式機械浴槽・特殊機械浴槽
医務室	1 室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- ・各居室には洗面所があります。
- ・共用トイレは南北廊下側、また、居室において、ポータブル使用も可能です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従来型多床室	
	常勤換算	指定基準
介護職員	13.5	12名
看護職員	2	1.5名
	常勤換算	指定基準
施設長	1	1名
生活相談員	1	1名
介護支援専門員（再掲）	1	1名
機能訓練指導員	0.1	必要数
管理栄養士	1	1名
医師	0.1	嘱託医

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※従来型の職員数は、併設する短期入所生活介護職員との合算数になります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火・木曜日 午後
2. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30～17：30 1名
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 <従来型> 早番： 6：30～15：30 1名以上（非常勤を含む） 日勤： 8：30～17：30 2名以上（非常勤を含む） 遅番：10：00～19：00 1名以上（非常勤を含む） 夜勤： A 16：00～翌日 9：00 B 22：00～翌日 8：00 2名
4. 看護職員	<従来型> 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8：30～17：30 1名
5. 歯科医師	毎月 最終土曜日午後
6. 眼科医師	隔月 第1木曜日

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を減じた割合が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂やリビングにて食事をとっていただく事を原則としています。食事時間は、下記の時間を基準としています。

（食事時間）朝食： 8：00 昼食： 12：00 夕食： 6：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じで、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

《特別養護老人ホーム 従来型多床室 定員：30名》

【サービス利用料金：1日につき】

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	6940 円	7620 円	8350 円	9030 円	9680 円
2・うち、介護保険から 給付される金額※	6246 円	6858 円	7515 円	8127 円	8712 円
3. サービス利用に係 る自己負担額（1-2）※	694 円	762 円	835 円	903 円	968 円
4. 居室にかかる自己 負担額	915 円				
5. 食事に係る自己負 担額	1445 円				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	3054 円	3152 円	3195 円	3263 円	3328 円

※は介護保険負担割合証（利用者負担）が1割と記載されている場合の金額となります。

【加算項目 1割負担の場合】

初期加算（入所した日より 30 日間）	30 円／日
安全管理体制加算	入所時に一度算定 20 円
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 円／日
栄養マネジメント強化加算	11 円／日
療養食加算 （必要者のみ1食につき）	6 円／日
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4 円／日
看護体制加算（Ⅱ）ロ	8 円／日
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 円／月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円／月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時の褥瘡の有無でいずれかを算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)3 円／月 (Ⅱ)13 円／月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険自己負担額の合計×14.0%分
看取り介護加算（Ⅰ）	(1)死亡日31日前～45日前 72 円 (2)死亡日4日前～30日前 144 円 (3)死亡日2日前と3日前 680 円 (4)死亡日当日 1,280 円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。

(食費 1 日：300 円・390 円・650 円・1360 円・1445 円)

(居住費 1 日：0 円・430 円・915 円)

☆加算は介護保険法の変更や体制の変更にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にも居室料金が発生します。

料金は下記の通りです。

	従来型多床室
1. 福祉施設外泊時費用	2460 円
2. 居室に係る料金	915 円
3. うち、介護保険から給付される額※	2214 円
4. 自己負担額 (1 + 2 - 3)	1161 円

月 6 日間までの適用となります。(以降は居室費のみとなります)

上記 2 の従来型多床室にかかる料金は、負担限度額認定を受けた料金となります。

※は介護保険負担割合証 (利用者負担) が 1 割と記載されている場合の金額となります。

(2) 介護保険の基準外サービス (契約書第 4 条、第 7 条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

・特別な食事や理髪・美容等について別表のように提供いたします。

① 契約書第 22 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の 要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	2300 円	2400 円	2500 円	2600 円	2700 円

② ご利用者の入院又は病院受診の際の付添い

原則として、入院又は病院受診はご家族様に実施していただくものですが、緊急時ややむを得ぬ理由により職員付添いが必要とされる場合には、日時の相談の上で付添いさせていただきます。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに指定の方法でお支払ください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合はご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません)

①協力医療機関

医療機関の名称	川島医院	神立病院
所在地	かすみがうら市深谷 3656-1	土浦市神立中央 5-11-2
診療科	内科 放射線科	内科 整形外科 他総合救急病院

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉田歯科医院	三輪眼科
所在地	かすみがうら市稲吉 2-9-1	かすみがうら市稲吉 5-19-10

6・施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

(1) 契約終了となる場合について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。(契約書第16条参照)

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援、要介護1・要介護2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者からの退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(2) ご契約者からの退所の申し出について(中途解約・契約解除)(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大情事を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊ご利用者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第21条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

（1日あたりの利用料金は、法定額：福祉施設外泊時費用。）

③ 7 日以上 3 ヶ月以内の入院の場合

7 日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合でも 3 ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるように努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（4）円滑な退所のための援助（契約書第 20 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 23 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 山本 将史

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日

10：00 ～ 16：00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

かすみがうら市役所 介護長寿課	所在地 かすみがうら市上土田 461 電話番号 0299-59-2111 受付時間 8:30～17:15 (平日のみ)
国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談室)	所在地 水戸市笠原町 978 番 26 (茨城県市町村会館内) 電話番号・FAX 029-301-1565 受付時間 8:30～17:00 (平日のみ)
茨城県社会福祉協議会 (苦情相談室)	所在地 水戸市千波町 1918 (茨城県総合福祉会館内) 電話番号・FAX 029-305-7193

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
----------	----	-------	----

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。		
嘱託医	氏名	川島 房宣
	医療機関の名称	川島医院
	所在地	かすみがうら市深谷 3656-1
	電話番号	029-897-1237

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム サンシャインつくば

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

住所
氏名 印

私は、利用者本人に代わって、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者名

住所
氏名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積 2329.9 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[短期入所生活介護] 平成11年12月22日指定 茨城県0873900096号 定員10名

(4) 施設の周辺環境＊

お車で 土浦駅20分、神立駅5分程度の場所にあります。

隣には保育園があり、子供たちの元気な笑顔が飛び込んできます。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員 --- ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 --- ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員 --- 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 --- ご利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員 ---ご利用者の係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師 ---- ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名医師を配置しています。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービスプラン内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合にはご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

③施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する事業継続計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ⑦ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないよう努めます。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - (1)「緊急やむを得ない場合」の身体拘束に関する説明
当事業所において、下記項目をすべてに該当していると判断した場合に緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。
 - ・切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・非代替性…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ・一時性…身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること
 - (2)手続きについての取り扱い
 - ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は介護課長又は介護主任、看護師及び看護職員、生活相談員、施設長の合意のもとに行う。基本的に個人の判断では行いません。
 - ・利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。仮に事前に身体拘束等について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行い、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し同意を得たうえで実施します。
 - ・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても「緊急やむを得ない場合」に

該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には身体的拘束等を一時的に解除して状況観察を行うなどの対応をとること

(3)身体的拘束等の実施に関する記録の義務付け

- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ・具体的な記録は「ケース記録」に記載する。記録は日々の心身の状態などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を付け加えて、それについての情報を開示し職員間で情報を共有し周知徹底します。またこの記録はご契約者や家族からの申し出があった場合や行政機関からの申し出や実地検査時においてもすぐに閲覧できるような状態にしておきます。

(4)その他

別紙「身体拘束等適正化のための指針」の通りです。

⑧入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑨入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。事業者及びサービス従事者または従業員は、守秘義務及び個人情報保護法を尊重しサービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 利用者の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

食べ物、ペット類

(2) 面会

面会時間 8：30 ～ 17：00

※来訪者は、必ずその都度面会簿に必要事項をご記入いただきます。

※なお、来訪される場合、食べ物、危険物類の持ち込みはご遠慮ください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、2日前までにお申しで下さい。2日前までに申し出があった場合には、5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条、第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要の措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。